

流山市道の構造の技術的基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定により、市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）の例による。

（車線等）

第3条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 次の表に掲げる道路の区分に応じ、計画交通量が同表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（屈折車線及び変速車線を除く。次項から第6項までにおいて同じ。）の数は、2とする。

| 道路の区分 | | 設計基準交通量（単位1日につき台） |
|-------|-----|-------------------|
| 第3種 | 第2級 | 9,000 |
| | 第3級 | 8,000 |
| | 第4級 | 8,000 |
| 第4種 | 第1級 | 12,000 |
| | 第2級 | 10,000 |
| | 第3級 | 9,000 |

3 交差点の多い第4種の道路の車線については、前項中の「設計基準交通量の欄に掲げる値」とあるのは「設計基準交通量の欄に掲げる値に0.8を乗じた値」と読み替えて同項の規定を適用する。

4 第2項（前項の規定の適用がある場合にあっては同項）に規定する道路以外の道路（第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況によ

り必要がある場合を除き、2の倍数)とし、当該道路の次の表に掲げる道路の区分に応じた同表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

| 道路の区分 | | 1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台) |
|-------|-----|-------------------------------|
| 第3種 | 第2級 | 9,000 |
| | 第3級 | 8,000 |
| 第4種 | 第1級 | 12,000 |
| | 第2級 | 10,000 |
| | 第3級 | 10,000 |

5 交差点の多い第4種の道路の車線については、前項中「1車線当たりの設計基準交通量に」とあるのは「車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値に」と読み替えて同項の規定を適用する。

6 車線の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

| 道路の区分 | | | 車線の幅員(単位 メートル) |
|-------|------------------|------|----------------|
| 第3種 | 第2級 | 普通道路 | 3.25 |
| | | 小型道路 | 2.75 |
| | 第3級 | 普通道路 | 3.00 |
| | | 小型道路 | 2.75 |
| | 第4級 | | 2.75 |
| 第4種 | 第1級 | 普通道路 | 3.25 |
| | | 小型道路 | 2.75 |
| | 第2級 及び第 3級 | 普通道路 | 3.00 |
| | | 小型道路 | 2.75 |

7 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員

は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に狭^ま窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第4条 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

2 中央帯の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 道路の区分 | | 中央帯の幅員 (単位メートル) | |
|-------|-----|--------------------|------|
| 第3種 | 第2級 | 1.75 | 1.00 |
| | 第3級 | | |
| | 第4級 | | |
| 第4種 | 第1級 | 1.00 | |
| | 第2級 | | |
| | 第3級 | | |

3 中央帯には、側帯を設けるものとする。

4 前項の側帯の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表中央帯に設ける側帯の幅員の欄に掲げる値とするものとする。

| 道路の区分 | | 中央帯に設ける側帯の幅員 (単位メートル) | |
|-------|-----|--------------------------|------|
| 第3種 | 第2級 | 0.25 | 0.25 |
| | 第3級 | | |
| | 第4級 | | |
| 第4種 | 第1級 | 0.25 | |
| | 第2級 | | |
| | 第3級 | | |

5 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」とい

う。) には、 柵その他これに類する工作物を設け、 又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、 当該中央帯の幅員は、 政令第 12 条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第 5 条 車線 (屈折車線及び変速車線を除く。) の数が 4 以上である第 3 種又は第 4 種の道路には、 必要に応じ、 副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、 4 メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第 6 条 道路には、 車道に接続して、 路肩を設けるものとする。 ただし、 中央帯又は停車帯を設ける場合においては、 この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、 次の表に掲げる道路の区分に応じ、 同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。 ただし、 変速車線を設ける箇所、 長さ 50 メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、 同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 道路の区分 | | | 車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル) | |
|-------|-------------------|------|--------------------------|-------|
| 第 3 種 | 第 2 級 から 第 4 級 まで | 普通道路 | 0 . 7 5 | 0 . 5 |
| | | 小型道路 | 0 . 5 | |
| | 第 5 級 | | 0 . 5 | |
| 第 4 種 | | | 0 . 5 | |

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、 次の表に掲げる道路の区分に応じ、 同表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

| 道路の区分 | 車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位メートル) |
|-------|----------------------------|
| 第3種 | 0.5 |
| 第4種 | 0.5 |

- 4 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。
- 5 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 7 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第3項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第7条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は

第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第 1 1 条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第 1 2 条 第 4 種第 1 級及び第 2 級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第 1 3 条 道路 (副道を除く。) の設計速度は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の道路の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

| 道路の区分 | | 道路の設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル) | |
|-------|-------|-------------------------------|------------|
| 第 3 種 | 第 2 級 | 6 0 | 5 0 又は 4 0 |
| | 第 3 級 | 6 0、5 0 又は 4 0 | 3 0 |
| | 第 4 級 | 5 0、4 0 又は 3 0 | 2 0 |
| | 第 5 級 | 4 0、3 0 又は 2 0 | |
| 第 4 種 | 第 1 級 | 6 0 | 5 0 又は 4 0 |
| | 第 2 級 | 6 0、5 0 又は 4 0 | 3 0 |
| | 第 3 級 | 5 0、4 0 又は 3 0 | 2 0 |
| | 第 4 級 | 4 0、3 0 又は 2 0 | |

2 副道の設計速度は、1 時間につき、4 0 キロメートル、3 0 キロメートル又は 2 0 キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第 1 4 条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第 3 1 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第 1 5 条 車道の曲線部の中心線の曲線半径は、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 道路設計速度(単位 1 時間につきキロ メートル) | 曲線半径(単位 メートル) | |
|---------------------------------|---------------|-------|
| 6 0 | 1 5 0 | 1 2 0 |
| 5 0 | 1 0 0 | 8 0 |
| 4 0 | 6 0 | 5 0 |
| 3 0 | 3 0 | |
| 2 0 | 1 5 | |

(曲線部の片勾配)

第 1 6 条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、次の表に掲げる道路の区分に応じ、かつ、当該道路の

設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、同表最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

| 道路の区分 | 最大片勾配（単位パーセント） |
|-------|----------------|
| 第3種 | 10 |
| 第4種 | 6 |

（曲線部の車線等の拡幅）

第17条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第18条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

| 道路の設計速度（単位1時間につきキロメートル） | 緩和区間の長さ（単位メートル） |
|-------------------------|-----------------|
| 60 | 50 |
| 50 | 40 |
| 40 | 35 |
| 30 | 25 |
| 20 | 20 |

(視 距 等)

第 1 9 条 視 距 は、 次 の 表 に 掲 げ る 道 路 の 設 計 速 度 に 応 じ、 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る 値 以 上 と す る も の と す る。

| 道路の設計速度(単位 1 時間につきキロメートル) | 視 距 (単 位 メ ー ト ル) |
|---------------------------|---------------------|
| 6 0 | 7 5 |
| 5 0 | 5 5 |
| 4 0 | 4 0 |
| 3 0 | 3 0 |
| 2 0 | 2 0 |

2 車 線 の 数 が 2 で あ る 道 路 (対 向 車 線 を 設 け な い 道 路 を 除 く。) に お い て は、 必 要 に 応 じ、 自 動 車 が 追 越 し を 行 う の に 十 分 な 見 通 し の 確 保 さ れ た 区 間 を 設 け る も の と す る。

(縦 断 勾 配)

第 2 0 条 車 道 の 縦 断 勾 配 は、 次 の 表 に 掲 げ る 道 路 の 区 分 及 び 道 路 の 設 計 速 度 に 応 じ、 同 表 縦 断 勾 配 の 欄 の 左 欄 に 掲 げ る 値 以 下 と す る も の と す る。 た だ し、 地 形 の 状 況 そ の 他 の 特 別 の 理 由 に よ り や む を 得 な い 場 合 に お い て は、 同 表 縦 断 勾 配 の 欄 の 右 欄 に 掲 げ る 値 以 下 と す る こ と が で き る。

| 道路の区分 | | 道路の設計速度(単位 1 時間につきキロメートル) | 縦断勾配(単位 パーセント) | |
|-------|------|---------------------------|----------------|-----|
| 第 3 種 | 普通道路 | 6 0 | 5 | 8 |
| | | 5 0 | 6 | 9 |
| | | 4 0 | 7 | 1 0 |
| | | 3 0 | 8 | 1 1 |
| | | 2 0 | 9 | 1 2 |
| | 小型道路 | 6 0 | 8 | |
| | | 5 0 | 9 | |
| | | 4 0 | 1 0 | |
| | | 3 0 | 1 1 | |
| | | 2 0 | 1 2 | |
| 第 4 種 | 普通道路 | 6 0 | 5 | 7 |
| | | 5 0 | 6 | 8 |
| | | 4 0 | 7 | 9 |
| | | 3 0 | 8 | 1 0 |
| | | 2 0 | 9 | 1 1 |

| | | | |
|------|-----|-----|--|
| 小型道路 | 6 0 | 8 | |
| | 5 0 | 9 | |
| | 4 0 | 1 0 | |
| | 3 0 | 1 1 | |
| | 2 0 | 1 2 | |

(縦断曲線)

第 2 1 条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、次の表に掲げる道路の設計速度及び縦断曲線の曲線形に応じ、同表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

| 道路の設計速度(単位1時間につきキロメートル) | 縦断曲線の曲線形 | 縦断曲線の半径(単位メートル) |
|-------------------------|----------|-----------------|
| 6 0 | 凸形曲線 | 1,400 |
| | 凹形曲線 | 1,000 |
| 5 0 | 凸形曲線 | 800 |
| | 凹形曲線 | 700 |
| 4 0 | 凸形曲線 | 450 |
| | 凹形曲線 | 450 |
| 3 0 | 凸形曲線 | 250 |
| | 凹形曲線 | 250 |
| 2 0 | 凸形曲線 | 100 |
| | 凹形曲線 | 100 |

3 縦断曲線の長さは、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表縦断曲線の長さの欄に掲げる値以上とするものとする。

| 道路の設計速度(単位1時間につきキロメートル) | 縦断曲線の長さ(単位メートル) |
|-------------------------|-----------------|
| 6 0 | 5 0 |
| 5 0 | 4 0 |
| 4 0 | 3 5 |
| 3 0 | 2 5 |
| 2 0 | 2 0 |

(舗装)

第 2 2 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 4 9 キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 1 3 年国土交通省令第 1 0 3 号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第 4 種の道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第 2 3 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表に掲げる路面の種類に応じ、同表の横断勾配の欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

| 路面の種類 | 横断勾配(単位 パーセント) |
|------------------------|----------------|
| 前条第 2 項に規定する基準に適合する舗装道 | 1 . 5 以上 |
| | 2 . 0 以下 |
| その他 | 3 . 0 以上 |
| | 5 . 0 以下 |

2 歩道又は自転車道等には、2 パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第 3 項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合において

は、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第24条 合成勾配は、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

| 道路の設計速度(単位 1時間につきキロメートル) | 合成勾配(単位 パーセント) |
|--------------------------|----------------|
| 60 | 10.5 |
| 50 | 11.5 |
| 40 | |
| 30 | |
| 20 | |

(排水施設)

第25条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、^{がいきよ}街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第26条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は^{くうかくぶ}隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該車線を設ける部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とす

るものとする。

- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第 27 条 車線 (屈折車線及び変速車線を除く。) の数が 4 以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線 (屈折車線及び変速車線を除く。) の数が 4 以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、連結路を設けるものとする。

- 4 連結路については、第 3 条から第 6 条まで、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条から第 21 条まで及び第 24 条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第 28 条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次の各号に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45 度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ 30 メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5 パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さは、次の表に掲げる踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、同表の見通し区間の長さの欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道

の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

| 踏切道における鉄道の車両の最高速度(単位 1時間につきキロメートル) | 見通し区間の長さ(単位メートル) |
|------------------------------------|------------------|
| 50未満 | 110 |
| 50以上 70未満 | 160 |
| 70以上 80未満 | 200 |
| 80以上 90未満 | 230 |
| 90以上 100未満 | 260 |
| 100以上 110未満 | 300 |
| 110以上 | 350 |

(待避所)

第29条 第3種第5級の道路には、次の各号に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄^{きく}部等)

第31条 主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級又は第4種第4級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合

においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭^{さく}窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第32条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第33条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防護施設)

第34条 落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第35条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第36条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定(第6条、第13条、第14条、第23条、第25条、第30条及び第34条の規定を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第 37 条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより区分が変更されることとなるときは、第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 4 項、第 6 条第 2 項から第 4 項まで及び第 7 項、第 7 条第 1 項、第 9 条第 3 項、第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 20 条、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 26 条第 3 項、第 29 条並びに第 31 条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、同条中「第 3 種第 5 級」とあるのは、「第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第 38 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 3 条、第 4 条第 2 項から第 4 項まで、第 5 条、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条から第 21 条まで、第 22 条第 3 項並びに第 24 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第 3 条、第 4 条第 2 項から第 4 項まで、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 19 条第 1 項、第 22 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 40 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、

これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項に定める建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第37条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第11条の規定を除く。)の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第40条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項に定める建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第37条まで及び第38条第1項の規定は、

適用しない。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。